

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第207号)

平成14年5月23日

横情審答申第207号
平成14年5月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成13年3月27日教指一第645号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「横浜市立泉が丘中学校「体罰に関する報告書」文書番号第487号」の
一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市立泉が丘中学校「体罰に関する報告書」文書番号第487号」において非開示とした情報のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立泉が丘中学校「体罰に関する報告書」文書番号第487号」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成12年12月25日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 個人情報の保護と特定個人の識別性及び適正な事務事業の遂行について

児童生徒・保護者等の意向・考え方・感想などの記述は、個人の内心に係る情報であり、個人に関する情報に他ならず、他の情報と照合することにより、明らかに特定の個人を識別することができる情報である。

体罰の事実行為や事実経過、学校名、発生日時、被害児童生徒の性別や年齢・学年、加害教諭の性別や年齢・所属学年等を開示しており、これらの情報に加えて、児童生徒・保護者等の意向・考え方・感想などの内心に係る情報が開示されることとなれば、特定個人の識別性は極めて高くなる。したがって、当該内心に係る情報は条例第7条第2項第2号に該当する。

また、客観性と公正さが要求される「体罰に関する報告書」の作成においては、関係者からの事実経過に関する認識や意見をもとに、事実の確認がなされる。報告書に記載される発生状況や事情聴取内容には、事実とともに人間関係に関する心情的な内容を含む表現が混じることが多く、こうした内心に係る情報が開示されることになれば、関係者間の利害や相互の人間関係に深刻な影響を及ぼすことになる。こうした情報の開示が前提となった場合、関係者相互の人間関係に気遣い、事情聴取を受けた関係者が証言を拒否したり、発言内容を曖昧にしたりすることも出てきて、事実の確認

や状況把握に必要な情報を得にくくなるおそれがあり、公正な報告書の作成に支障が出てくることが考えられる。したがって、当該内心に係る情報は条例第7条第2項第6号に該当する。

さらに、体罰の発生場所・当該教諭の校務分掌・担当教科、学校長の当該教職員に対する評価を記載した人柄等の欄を開示すると、当該生徒の学級が識別され、当該教諭が識別され、そのことにより当該生徒や発言者等が容易に識別される事態となり、当該個人の権利利益を害する状況となる。したがって、当該情報は条例第7条第2項第2号に該当する。

(2) 人事に関する記述の非開示について

本件申立文書は、体罰事実についての報告文書という性格とともに、処分に関わる人事関係文書という性格を併せもっている。

当該教職員に関する記述のうち、人柄等の欄の記述は、明らかに人事管理に関する情報であり、開示することにより公正かつ円滑な人事確保に支障を及ぼすおそれがあると判断される。したがって、当該情報は条例第7条第2項第6号に該当する。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

教育公務員が違法行為を犯した事件については、「横浜市立学校の管理運営に関する規則第32条」に従い、校長の責任において適正な事実調査に基づき作成され、報告されることになっている。

報告書の様式を改訂し、より客観的に適正な手続を踏んで報告されることになったにもかかわらず、くり返し発生する体罰事件は、真のプライバシーを侵害しない限りその情報を公開し、市民の参加により共に体罰の原因を考えたり、体罰が発生しないよう監視していかなければならない。

したがって、事実の一定の客観的情報及び事件を構成する基本情報として考えられる次の情報は公開されるべきである。

(1) 発生場所

(2) 教職員の「校務分掌」「担当教科」「部活動等」

(3) 児童・生徒・保護者等の発言内容、事情聴取記録等のうち、プライバシーを侵害しない情報（感想や意見等）

(4) 校長による加害教員に対する人柄・評価等に関する記載部分

(1)については、報告書中で「当該学級の宿舎」と開示されている。

(2)の情報が開示されても、一般市民には個人の特定・識別は不可能である。非開示理由説明書にある「他の情報と照合することにより明らかに特定の個人を識別することができる情報」及び「当該個人の権利利益を害する状況となる」との説明は説得性が認められない。「他の情報」とはどのような情報を指すのか不可解である。「担当教科」は開示される自治体がある。

(3)の情報については、個人の特定・識別は不可能であると考えられ、また、支障情報とはなり得ない。国連の「子どもの権利条約第12条」でうたわれている意見表明権等の権利を奪わない方法で実施機関が作成し、また、それを確認させて提出した筈のものである。実施機関は、被害生徒・目撃生徒等が体罰についてどのような意見（感想）を述べることができたのかを説明しなければならない。事件を構成する基本情報として開示可能な情報は開示すべきである。

(4)の項目欄を設けている他自治体の報告書は私の知る限り存在していない。人柄を評価することにより処分の軽重に影響を及ぼす情報ではないかと疑念が生じる。この欄は、いわゆる校長による「評価」欄であり、教育行政・学校経営責任者の日常的な実態を表す貴重な情報である。責任を問われる事件を起こしたことの報告書に、情状酌量を求める余り過大な評価をして提出する等ということは、あってはならないことである。市民が行政側に改善等を訴えることを可能とするために大きな意味を持つ情報であり、開示されるべきである。また、開示しても何ら個人の特定も識別も不可能であり、校長の今後の「職務遂行上の支障情報」とはならない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第32条は、「校長は、児童、生徒又は職員に関し、重要と認める事故が発生した場合は、その事情を直ちに教育長に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と規定している。

本件申立文書は、同条の規定に基づいて、横浜市立泉が丘中学校の校長から教育長に平成12年11月17日付けで提出された「体罰に関する報告書」（以下「本件報告書」という。）を、実施機関が教育委員会事務局内部で供覧した際の供覧文書であり、供覧表紙及び本件報告書で構成されている。

本件報告書には、当該中学校において発生した体罰事件に関して、発生日時、発生場所、体罰事件の概要並びに被害児童生徒の氏名、在籍学年・組、性別、生年月日及び保護者氏名等並びに体罰をした教職員の氏名、職種、担当学年・組、性別、生年月日、校務分掌、担当教科及び人柄等、発生の状況及び経緯、関係者からの事情聴取、体罰をした教職員に関する事項、学校長に関する事項並びに事実経過等が記録されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、児童生徒及び保護者等の氏名・生年月日・生活記録・内心等に関する情報、体罰を行った教職員の氏名・担当教科等、体罰の発生場所並びに校長の体罰を行った教職員に対する人柄・評価等に関する記述の部分について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件報告書に記録されている情報のうち、被害児童生徒の氏名（ふりがなを含む。以下同じ。）、生年月日、組及び保護者氏名並びに体罰をした教職員の氏名、生年月日、担当組、校務分掌、担当教科（担当教科を特定することができる記述の部分を含む。）、部活動及び人柄等に関する記述は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

エ 次に、体罰の発生場所に関する情報についてであるが、既に本件報告書において、体罰の発生日時及び体罰の発生場所を示す記述の一部についても開示されており、これらの内容から、体罰が学年全体で行われた自然教室の宿舎において発生した事実や、校内において2学年の授業中に発生した事実等が明らかとなっている。したがって、体罰の発生場所を示す情報のうち、特定の学級が宿泊した宿舎及び特定の教室を示す情報については、これを開示すると、被害児童生徒及び体罰を行った教職員等が識別されるおそれがあることから、本号本文に該当するが、その余の部分については、条例上保護すべき個人に関する情報に該当しない。

オ 次に、児童生徒及び保護者の心情、意向及びそれらを示す表現等が記録されている部分についてであるが、本件のような体罰事件においては、たとえ当該記録部分を開示することにより新たに特定の個人が識別されることがないとしても、公にす

ることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため，本号本文に該当する。

カ 最後に，前記ウからオまでにおいて開示しないことができると判断した個人に関する情報は，いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では，「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，・・・当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については，開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は，児童生徒及び保護者等の発言内容・事情聴取記録等のうち発言者の内心や個人の生活状況等に係る情報及び教職員の人柄・評価等に関する情報について，本号に該当するとして非開示としているが，当該情報は，条例第7条第2項第2号本文に該当し，開示しないことができるものであるから，本号の該当性について判断するまでもない。

(4) 実施機関が非開示とした情報のうち，条例第7条第2項第2号本文に該当せず，開示とすべき具体的な部分は，別表に示すとおりである。

(5) 結 論

以上のとおり，実施機関が非開示とした情報のうち，別表に示す部分は開示すべきであるが，その余の部分を条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

別表 実施機関が非開示とした情報のうち，条例第7条第2項第2号に該当せず，開示すべきと判断した部分

該当ページ	該 当 個 所
報告書 p 1	「発生場所」の2行目1文字目から9文字目まで 「概要（発生の状況）」の1行目6文字目から12文字目まで，4行目41文字目から5行目4文字目まで
報告書 p 2	「1 発生の状況及び経緯」の4行目1文字目から8文字目まで，9行目18文字目から28文字目まで，22行目39文字目から42文字目まで，25行目1文字目から4文字目まで
報告書 p 3	「2 関係者からの事情聴取」の5行目2文字目から5文字目まで
報告書 p 6	「5 事実経過 発生から報告時まで」の10行目11文字目から14文字目まで

（備考）

- 1 行数について
罫線は行数に含めない。
- 2 文字数について
1行に記録された文字（数字，記号及び符号を含む。）を，左詰めにして数えるものとする。句読点は，それぞれ1文字とし，かっこ等については，くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 3 月27日	・ 諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年 4 月27日 (第 2 4 4 回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年 1 月11日 (第 2 6 1 回審査会)	・ 審議
平成14年 2 月 8 日 (第 2 6 3 回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
平成14年 2 月22日 (第 2 6 4 回審査会)	・ 審議
平成14年 3 月 8 日 (第 2 6 5 回審査会)	・ 審議
平成14年 4 月12日 (第 2 6 7 回審査会)	・ 審議
平成14年 4 月26日 (第 2 6 8 回審査会)	・ 審議
平成14年 5 月10日 (第 2 6 9 回審査会)	・ 審議